

西宮市文化財審議会 会議録

見出しのことについて、西宮市文化財審議会運営要領第5条の規定により、下記のとおり文化財審議会委員長が会議録の調製を行った。

令和元年12月13日

西宮市文化財審議会

委員長 寺 沢 知 子

記

- 1 名称 令和元年度第3回西宮市文化財審議会（第24期第1回）
- 2 日時 令和元年12月13日（金） 午後2時から午後3時40分まで
- 3 場所 西宮市教育文化センター（郷土資料館） 講座室
- 4 出席者 西宮市文化財審議会委員（出席5名／欠席1名／定数6名）
委員長 寺沢知子
副委員長 長谷洋一
委員 志村 洋
委員 中江 研
委員 石井弘明

事務局

教育次長	坂田和隆
社会教育部長	上田 幹
社会教育部 文化財課長	合田茂伸
社会教育部 文化財課 係長	俵谷和子
社会教育部 文化財課 学芸員	森下真企
社会教育部 文化財課 学芸員	笠井今日子
社会教育部 文化財課 学芸員	瀬尾晶太
社会教育部 文化財課 学芸員	東原直明
社会教育部 文化財課 学芸員	中谷真悠香

- 5 会議の傍聴者
なし
- 6 会議録
（別紙のとおり）
- 7 公開及び非公開の別
公開

(別紙)
会議録

事務局

令和元年度第3回西宮市文化財審議会（以下、審議会）を開会する。

事務局

(開会挨拶)

事務局

(出席者、傍聴者確認)

事務局

(委員、事務局の紹介)

事務局

委員長、副委員長の選出を行う。西宮市文化財保護条例第31条の2第1項に基づき、委員長、副委員長の選出を行う。このことについて、委員より自薦、他薦はないか。

意見がないため、事務局より推薦させていただきたい。委員長を寺沢知子氏にお願いしたい。

委員

(異議なし)

事務局

副委員長を長谷洋一氏にお願いしたい。

委員

(異議なし)

事務局

委員長より、審議会の議事進行をお願いしたい。

委員長

議事に入る。事務局より、議題の(4)西宮市の文化財保護行政事務の体制と令和元年度事業について報告されたい。

事務局

(配布資料に基づき、(4)西宮市の文化財保護行政事務の体制と令和元年度事業について報告した。)

委員長

以上の報告につき、質問等ないか。

委員長

続いて、議題の(5)文化財保護の現状と課題について報告されたい。

事務局

文化財の種別ごとに事務局担当者より説明する。

事務局

(配布資料に基づき、ア、建造物について報告した。)

事務局

(配布資料に基づき、イ、史跡・埋蔵文化財について報告した。)

事務局

(配布資料に基づき、ウ、天然記念物について報告した。)

事務局

(配布資料に基づき、エ、美術工芸品について報告した。)

事務局

(配布資料に基づき、オ、古文書・歴史資料について報告した。)

事務局

(配布資料に基づき、カ、有形民俗文化財・無形民俗文化財・無形文化財について報告した。)

委員長

以上の報告につき、質問等ないか。

委員

「今津燈台」について、移設前の土地所有者は大関株式会社であるが、移設後の土地所有者はだれか。

事務局

移設予定地は国の港湾用地であり、管理は兵庫県である。

委員

燈台の所有は大関株式会社のままか。

事務局

そうだ。県が管理する港湾用地の一部を市が公園として管理し、その公園に燈台を移設する予定である。

委員

燈台の管理はどうなるのか。

事務局

燈台の管理は大関株式会社のみである。

委員

今は所有者（大関株式会社）の土地にある燈台だが、移設後は所有地外での管理になる。管理の在り方について所有者と検討されたい。

委員

燈台周辺の記念碑等も移設するときいている。燈台や記念碑等がもともとどこに建っていたのかなど、地理的情報を知らせるものを移設先に設置するか。

事務局

配布資料に、現時点での燈台及び記念碑等の配置案を載せている。左上の写真は、昔の今津海岸の風景である。撮影年次は不明であるが、大正から昭和の初めの頃に撮影されたものだと考えられる。燈台はもともと新川の河口に建っており、今は今津港の突端

部にある。現在、燈台とそのまわりの記念碑等はいずれも大関株式会社の所有地内に建っているが、記念碑等も燈台と一緒に移設する予定である。それらの移設先における設置場所については、現在話を進めているところである。

委員

燈台や記念碑等がそもそもどこに建っていたのか、という情報は移設するとわからなくなる。記念碑等は、現在の場所に燈台と一緒に設置されているため、燈台とともに移設される予定であり、なぜ移設先に燈台と記念碑等と一緒にあるのかを説明するものが必要であるように思う。どういった理由で移設されたのかを知ることができるようにする必要はある。

委員長

記念碑を建てた本来の目的が失われてしまわないように検討されたい。

委員

天然記念物については、包括的な課題がなく、具体的な課題しかない。台風被害を予防するため、危険木診断を実施するべきではないか。天然記念物の被災により、ほかの文化財が二次被害を受ける可能性がある。個々の案件に対応するよりも、事前に全体の調査をしたうえで課題をあげ、予算をつけてほしい。

事務局

危険木診断とともに、課題として毎木調査の実施がある。双方を並行して進める必要があるが、いずれも所有者があるため、市単独で調査をするのは難しい。所有者が行う事業に市が補助するかたちになる。また、「公智神社神輿殿」・「公智神社社叢」に関して、どのように保存していくかについても課題としている。毎木調査、植生調査、危険木診断について、市の各課と調整しながら工夫していきたい。

委員

私有地で危険木の判定を受けると、土地の資産価値が下がるなどの問題が発生する可能性があるため、診断を拒まれるかもしれない。しかし、被害がどこにも及んでいないように見える、たとえば「西宮神社社叢」においても、実際は木が倒れている。被害を受けそうな木がもっと危険な場所にあるかもしれないので、危険木診断を緊急的におこなったほうがよい。

委員

美術工芸品について、市内の寺院や神社の数を教えてほしい。

事務局

江戸時代以前からあった寺数は、50件ほどと認識している。神社についてはかなりの数があると把握しているが、具体的な数字は不明である。

委員

住職のいない寺はあるか。

事務局

無住の寺は非常に少なく、住職のいるところがほとんどである。

委員

郷土資料館収蔵施設を改修したとあるが、もし津波がきたときには、どれほど耐える力を持っているか。

事務局

津波を想定して、収蔵庫の外側に面した箇所に防水扉を設置した。万一、水が入っても30 cmほどであると聞いている。それくらいの防水性能がある。

委員

濡れてはいけない資料については、30 cm以上の高いところにあげればよいということか。

事務局

そうだ。

委員

古文書のマイクロフィルム撮影について、近年ではデジタルカメラ撮影が一般的であると思うが、どうか。

事務局

マイクロフィルム撮影と同時にデジタル化を進めている。資料の保存上、マイクロフィルムに一度記録しておくほうがよいと考えている。万一、実物が失われたときのことも考え、撮影とデジタル化を同時に進めている。

デジタル化したマイクロフィルムは、デジタルアーカイブで一般公開をしている。また、マイクロフィルム撮影をしたときに、影印本を5セット作成した。市立図書館、市の情報公開課に配付し、活用してもらっている。今のところはマイクロフィルムが有用であると考えている。

委員

尼崎市において、撮影した市指定文化財である「岡本家文書」のマイクロフィルムがある。尼崎市のマイクロフィルムと現状の確認作業はしているか。

事務局

尼崎市立地域研究史料館にある「岡本家文書」のマイクロフィルムとの突き合わせはおこなっていない。ただ、尼崎市ではデジタルアーカイブ作業に取り組んでいることから、そのなかで突き合わせ作業ができると考えている。尼崎市では整理作業が進み、以前撮影のために尼崎市へ持ち出されたと考えられる「岡本家文書」の一部が、郷土資料館に返却された。今後、双方のデータの共有状況、資料の保管状況についても、把握していきたい。

委員

県・市指定文化財の「西宮神社御社用日記」について、破損が進んでいる資料があり、補修を急ぐ必要がある。

また、未指定文化財に関して、貞享年間の広西両宮の絵図がある。かなり重要な絵図である。

事務局

絵図は「広西両宮絵図」と認識している。できれば市指定文化財にしたいと考えてい

る。

委員長

発掘した出土遺物の仮の収蔵場所として、郷土資料館が入っている教育文化センターの地下に仮囲の設置工事を予定しているとのことだが、その場所に保管しても大丈夫か。また、仮の簡易施設ではなく、きちんとした収蔵施設の設置は計画しているのか。

事務局

現状では、建物の敷地内に仮置きする以外の方法がないため、とりあえず地下に仮置き場所を設置し、人的被害が及ばないようにする。収蔵施設については、検討を始めている。郷土資料館の近くに埋蔵文化財センターを建てることできないか調整をしている。

委員長

ほかに、質問等ないか。

次に、議題の（６）文化財保存活用地域計画の策定について報告されたい。

事務局

（配布資料に基づき、（６）文化財保存活用地域計画の策定について報告した。）

委員長

以上の報告につき、質問等ないか。

委員

文化財の基本台帳を作成することに関して、一般の人々は台帳をみることができるのか。公開体制についてどう考えているか。

事務局

文化財の台帳化は、この事業の主眼の一つであり、市内の文化財を把握するということである。まず、これまでの調査の成果を集約・リスト化を進め、足りないところは追加調査をおこない、補完していく。分野によって、所有者が個人であるなどの理由から公開できない台帳もあるかと思うが、可能な範囲で、市民に西宮の文化財を把握してもらうための努力をしていく。

委員

参考までに、海外では GIS が利用されている。GIS を用いて文化財の情報を公開できれば、学校等における学習で使用することも可能であり、より活用が進むのではないか。

委員長

ほかに、質問等ないか。

これで審議会を終了する。